

発言者	議 事 要 旨 (文中敬称略)
事務局	1 開会 定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回八尾市景観審議会を始めさせていただきます。委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。 本日はよろしくお願い致します。それでは、はじめに、八尾市景観審議会の開催にあたり、都市整備部次長より、一言挨拶をさせていただきます。
次長	2 挨拶 ＜都市整備部長（代理次長）挨拶＞
事務局	ありがとうございました。 では、本日の資料のご確認をお願いいたします。 本日の「次第書」、「令和6年度 八尾市景観審議会委員名簿」、資料1「令和6年度八尾市景観資源登録について」、参考資料1「八尾きらり【古民家】登録物件位置図」、参考資料2「令和6年度登録物件写真」、 以上を事前にお配りさせていただいております。資料はお手元にごございますでしょうか。
事務局	3 委員の紹介 では、報告事項に先立ち、お手元の「令和6年度 八尾市景観審議会委員名簿」をご覧ください。 今回委嘱させていただきます当審議会委員の任期につきましては、令和6年8月1日から令和9年7月31日となります。本来であれば、市長より皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、机上配布にて代えさせて頂いております。ご了承頂きますようよろしくお願い致します。 前回から継続して委嘱させて頂きました委員の皆様には引き続きよろしくお願い致します。また、今回新たに委嘱させて頂きました3名の委員について、御紹介をさせていただきます。 近畿大学の委員①です。 公益社団法人全日本不動産協会の委員②です。 公益社団法人大阪府建築士会の委員③です よろしくお願い致します。 それでは、3名の委員の皆様にご挨拶いたします。 ＜委員①②③挨拶＞ ありがとうございました。 なお、本日の出席者は11名で、「八尾市景観審議会規則第6条第2項」の規定にあります委員の過半数の出席を頂いておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。
事務局	4 会長及び副会長の選任 続きまして、会長・副会長の選出については、「八尾市景観審議会規則第4条第1項」の規定により、『会長及び副会長1人を置き、委嘱された委員の互選により定める』となっております。

	互選の方法について、事務局に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） ありがとうございます。それでは、選出に際しまして、臨時議長の進行により選出を行いたいと存じます。 臨時議長につきましては、本市都市計画審議会会長をしていただいております、委員④にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （異議なしの声） では、委員④、臨時議長席にお移りいただき、進行の方よろしくお願いいたします。
委員④	ただ今、臨時議長をおおせつかりましたので、会長が選出されるまで、議事を進めさせていただきます。 では早速ですが、会長・副会長の選出については、「八尾市景観審議会規則第4条第1項」の規定により、『会長及び副会長1人を置き、委嘱された委員の互選により定める』となっております。 会長及び副会長については、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。 （議長一任の声） ありがとうございます。 議長一任の声がありましたので、私の指名により選出させていただきます。 それでは、会長についてですが、他自治体での景観審議会等のご経験も豊富で本市景観計画策定委員会でも委員長をつとめていただきました委員①にお願いしてもよろしいでしょうか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 引き続き副会長については、当審議会前副会長を務められていました委員⑤にお願いしてもよろしいでしょうか。 （異議なしの声） どうもありがとうございます。 これで、会長及び副会長が決定いたしました。 臨時議長としての職務は終わりましたので、委員①と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは会長及び副会長に選任されました委員①、委員⑤。席の方お移りくださいますようお願いいたします。 それでは、本日の議事進行について、委員①にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
会長	4 報告 ● 署名委員の指名 では、議事進行の前に「八尾市景観審議会運営要綱第11条第3項」に規定する署名委員のお願いをしたいと思います。 今回は、委員⑥と委員⑦にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局	(両者承諾) ありがとうございます。では、これより議事進行をさせていただきます。 『報告事項1 令和6年度八尾市景観資源登録について』事務局より説明願います。 ● 資料説明 (1) 八尾市景観資源登録制度について 本件は、令和4年度に創設しました「八尾きらり・景観資源登録制度」について、昨年度古民家の登録状況をご報告させていただきましたが、今年度から新しく委員となられた方々がおられますので、まずは、制度概要から少しふり返ってご説明いたします。 良好な景観形成に寄与する建造物や樹木などの景観資源について、その保全活用を推進するための景観資源登録制度を創設しました。令和4年度に実施したテーマ〈古民家〉を引き続き令和5年度にも募集を実施しました。登録を進めていくにあたっては、景観資源の公募を行い、景観資源を発掘するとともに、市民・事業者の方々の意識の高揚を図ることとしております。さらに、本制度の運用により、景観資源に関して、必要な情報把握を行い、維持保全や利活用の可能性を広げていきたいと考えております。また、登録物件についての情報発信を行い、景観資源としての魅力の共有にもつなげてまいります。 古民家登録の具体的な実施方法につきましては、市が過去数回にわたって実施しております「伝統的民家調査」によって把握している物件と、応募・推薦のあった物件を審査対象として、本審議会の部会でそれらの景観的価値を評価していただいております。そこで、一定の評価が得られたもので、さらに所有者の同意が得られたものが登録物件になるという流れでございます。 登録された古民家に対しては、外観変更・除却の際の届出や許可などの規制は設けず、補助金などの経済的支援制度も設けないということになりますが、特に景観的価値が高く、所有者の同意を得られるものについては、景観法に基づく景観重要建造物指定にステップアップする検討も進めていきたいと考えております。また、登録物件については、HPやSNS、パネル展、紹介冊子など、市内外に魅力をPRしていきたいと考えております。 では、令和4年度の景観資源登録制度に関する要綱制定以降の実施状況をご覧ください。景観資源登録制度は令和4年9月5日に要綱を制定し取り組みを進めており、景観資源としての古民家の第1弾の公募を、9月から12月までの約3か月間実施いたしました。その後、令和5年2月から4月にかけて、本審議会の部会の方で書類審査・現地審査・最終審査を行いまして、6月に事務局の方で所有者の方々の登録の意向確認をさせていただきました。結果、八尾きらりとして18件登録し昨年度の本審議会でご報告させていただきました。 今回ご報告させていただく古民家第2弾の募集について、公募は昨年9月25日から12月1日までの約2か月間実施いたしました。また、公募期間中には、令和4年度に応募いただいた物件で同意を得られた18件の古民家の登録プレート贈呈式及びセミナーを開催いたしました。昨年度応募いただいた物件については、令和6年1月から3月にかけて、本審議会の部会の方で書類審査・現地審査・最終審査を行いまして、6月から7月に事務局の方で所有者の方々の登録の意向確認をさせていただきました。 景観資源登録制度検討部会の部会委員については、令和4年度に登録審査をしていただいております5名の部会委員の皆様は、昨年度にも引き続き登録審査をしていただいております。
-----	--

それでは、ここから昨年度の景観資源募集の実施結果をご覧ください。募集テーマは昨年度と同様に、『古民家とそれらに付属する塀・門・蔵などの建造物』としておりまして、＜昭和20年以前に建てられたもの＞＜地域の良い景観形成に寄与しているもしくはシンボルとなっているもの＞＜公共空間から望見できるもの＞＜老朽化が著しくなく適正に管理されているもの＞以上4つの要件を設定いたしまして、市内外や、個人・団体を問わず、広く募集をいたしました。

そしてその結果、246件の応募がありまして、内訳としては、自薦2件、他薦244件となっております。その中で、要件を満たさないものが51件、物件の重複が139件ありましたので、それらを除く56件を審査対象といたしました。さらに、過去の古民家調査の中で現在も適正に維持管理されている優れた古民家を選抜した市推薦物件6件を加えまして、審査対象とする物件62件を選定いたしました。

では、登録審査の経過に進みます。まずは、書類審査ですが、先ほどの62件について、それぞれの外観の特徴や、周辺の景観・地域の歴史文化との関連性などを事務局の方でカルテにまとめまして、今年2月に部会委員の皆様へ送付させていただきました。

そこから、そのカルテを元に、次の現地審査に進めるべき物件をご推薦いただくという形なんですけれども、推薦いただく数には上限下限は設定しておりませんので、3名以上の部会委員の推薦を得た物件はすべて書類審査通過となります。最終的に、62件中59件が現地審査へ進むという結果になりました。

続く現地審査では、部会委員の皆様へ59件すべて現地でご覧いただきまして、9項目で28点満点となります評価シートによる採点を行っていただきました。

この評価シートの平均点24点を一旦登録のボーダーラインとした上で、最終とりまとめ部会の方で評価結果を共有させていただきまして、登録可否の結果について、議論を行っていただきました。部会の中では24点以下の物件についても登録可否の議論を重ねていき、最終的に現地審査に進んだ59件のうち、44件が景観資源としての登録に相応しい物件ということで、登録候補となりました。

そして、こちらが登録候補となりました物件の分布となります。今回は、市内全域で登録候補物件がございます。特に景観計画で重点地区に指定されております久宝寺寺内町のエリアが昨年に引き続き特に多く、前回はなかった老原、木の本、太田や沼といった八尾の南側の地域で登録候補物件がいくつかございます。その他福万寺、新家や萱振といった北の方の地域も今回複数登録候補物件がございます。

これら登録候補物件の所有者に八尾きり登録の意向確認をさせていただきました。登録候補となった全44件の所有者に意向確認をさせていただき、今年度は全44件中22件が八尾きりとして登録されました。また、今年度22件登録されたことにより、昨年度登録された18件と合わせて、八尾きり【古民家】として40件登録されました。

そしてこちらが本日までに所有者の同意を得られた物件の位置図です。全部で22件となっております。

こちらは、昨年登録された物件と今年度登録された物件の位置図となります。第1弾と第2弾の募集を合わせると、おおよそ市内全域で登録物件がございます。

こちらが今回登録された22件のうち第19号から第29号までのリストとなっております。こ

のうち、第19号に関しては、昨年度の登録候補物件で所有者の同意が得られた物件となっております。

第20号の貴島邸については屋根の一部が現状茅葺となっております。

第23号のシャルキュトリーロシニョールについては、古民家を店舗として活用されている物件となります。

こちらが第30号から第40号までのリストとなっております。第37号の清水邸については屋根の一部が現状茅葺となっております。

第40号の久宝寺3丁目大水路長屋については、3戸の長屋となっておりますが、そのうち2戸が店舗として活用されている物件となります。

今回所有者同意に至らなかった23件に関して、その状況を少しご説明いたします。所有者さんへ制度説明をさせていただいた上で、不同意の意向を示された物件は14件ありました。その理由としましては、「他人に見に来られるのがあまり好きではない」、「プライバシー、防犯面が気になる」、「息子の代に引き継いだ時に負担になるかもしれない」、「メリットがあまりない」などのご回答をいただいております。それと、制度説明を受けていただいた上で、「家族内で話しあったが意見がまとまらないため保留にする」ことや「他の登録状況を見て今後判断する」とのお返事をいただいたものが2件。それから、未確認ということで、所有者さんとのコンタクトが取れていないものや、同意の有無について期日までに回答をいただけていないものが7件ございます。

この検討中と未確認あわせて9件の登録候補につきましては、引き続き登録の意向確認をさせていただきまして、同意をいただけたものは、今後登録物件として発表していきたいと考えております。

ではここから、今年度登録された登録物件22件のご紹介をさせていただきます。エリアごとにご覧いただきますので、リストの順番は前後しますが、よろしくお願いいたします。

まずは、久宝寺寺内町のエリアです。今回、こちらのエリアの登録物件は、5件となっております。

まずは、第31号越前文光堂です。こちらは現在教科書を主とした書店を営まれております。建物は明治後期から昭和初期に地区内で多く建てられた総2階タイプの町家となっております。平入で屋根は桟（さん）瓦葺き。2階部分は窓や袖うだつなど、当初の形を留めつつ、金属製の山型の格子をアクセントとしています。

次に、第33号岡井邸です。主屋は片入母屋・平入で大塀造（だいべいづくり）の町家形式となっております。土蔵と塀の板張りが連なる外観が久宝寺寺内町の歴史的景観と調和しています。

次に、第34号山田邸です。つし2階に比べて2階部分が高くなっており、明治後期から昭和初期に多い総2階の町家タイプとなっております。壁の下端に塗られた漆喰の白いラインや袖壁の鶴の装飾が端正な印象を与えています。

次に、第35号吉川邸です。主屋は片入母屋で平入、2階部分は低く建てられております。伝統的な町家形式ではないですが、高い塀から見越しの松がのぞく大塀造（だいべいづくり）の外観が久宝寺寺内町の歴史的景観と調和しています。

次に、第40号久宝寺3丁目大水路長屋です。切妻作りで桟（さん）瓦葺きとなっております。こちらは3戸の長屋となっておりますが、写真の一番右側の住戸は焼き菓子店、真ん中は食堂とし

て利用されています。

次に東本町のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第30号森田邸です。近鉄八尾駅を南側に出て道を進むと突き当りに建物はございます。主屋はつし2階建てで切妻造、平入、瓦葺きとなっております。敷地の北西の角には蔵もございます。

次に南本町のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、2件となっております。

第26号藤本邸です。主屋は片入母屋・平入・棧（さん）瓦葺きとなっております。2階は階高が低く、窓には格子が付いています。門の板戸と塀の板張りが外観の一体性・連続性を創出しています。屋根や外壁は新しく、伝統的な意匠を残しながら改修されています。

次に、第27号塚口邸です。建物は黒色の壁に腰板張りとなっております。主屋の南西側には新しい茶室が増築され、過去にはお茶会を開いていたとおっしゃられていました。主屋の北に続く納屋も黒壁に板張りで仕上げられているため、統一感のある外観となっております。

次に、東山本のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第39号辻田邸です。主屋は切妻・平入・大和棟造となっております、草葺部分は金属板被覆で棟に瓦をのせています。敷地東側からは主屋妻面が見え、大和棟の精緻な造りと異蔵の並びが歴史的なまちなみの形成に寄与しています。

次に太子堂のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第22号前田邸です。主屋は木造2階建てで、2階部分の階高は低めで、片入母屋造り・平入・棧瓦葺きとなっております。外壁はグレーのモルタル塗で1階は腰板張り、窓枠は、ほとんどがサッシに取り換えられていますが、木製の格子が取り付けられており、周辺の歴史的な雰囲気に配慮されています。

次に老原のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第32号竹田邸です。主屋はつし2階建てで入母屋造・平入・棧瓦葺き、外壁は漆喰仕上げとなっております。塀は最近改修されていると思われますが、黒壁に板張りで主屋の歴史的な外観と調和しています。

次に木の本のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第24号谷原邸です。主屋はつし2階、庇付き切妻造りで、平入、棧瓦葺きとなっております。本棟の東寄りには、煙出しの形を残しています。長屋門は潜戸付き大戸や出格子（でごうし）窓がついています。長屋門から東の方へ、主屋・塀と板張りが連なる外観が歴史的な景観を形作っています。

次に太田のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、2件となっております。

第25号梅田邸です。敷地北に並んで立つ長屋門と付属棟は扉や窓がガラス戸に改修されていますが、どちらも黒い壁と板張りで仕上げられ、さらに、敷地西側の塀も同様の仕上げが続いていくので、全体的に連続性や一体感があります。主屋は片入母屋造り、瓦葺きとなっております。敷地の南側にある3棟の土蔵も白漆喰に腰板張りで統一されています。

次に、第29号内山邸です。主屋はつし2階、庇付き切妻造り、平入、棧瓦葺きとなっております。また、屋根には煙出しが付いています。白い漆喰壁と板張りの腰壁の土蔵は道路側に妻面を向け、木製の持ち送りが付いています。農家屋敷の伝統的な形式となっております。

次に沼のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第28号寺内邸です。主屋は入母屋、造棧瓦葺きとなっております。長屋門は、潜戸付き大戸に

格子戸が立ち、出格子窓が付いています。3つの土蔵の外壁は漆喰塗と腰板張りで仕上げられていますが、敷地南東隅蔵のみ舟板が用いられています。また、敷地の西側・北側の塀には塀の上にさらに目隠しが立ちあげられています。

次に楽音寺のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、2件となっております。

第20号貴島邸です。主屋は片入母屋、本瓦葺き、平入で南面立ちの大和棟造となっております。両妻の高塀が高く、ケラバ瓦と茅葺の面がそろっています。玄関部分は一母屋の式台付きで、南東には増築棟が続いています。長屋門は切妻屋根、本瓦葺きとなっております。両開きの木戸と脇戸に外格子が付き、外壁は黒漆喰で出格子窓が付いています。平面を道路に向けて石積の上に建つ南西角の土蔵は本瓦葺き、漆喰壁に腰板張りのつくりとなっております。

次に、第21号阪本邸です。主屋は木造2階建て、片入母屋造り、棧瓦葺きとなっております。屋根の葺き替えや、外壁の改修が行われており、全体的に仕上げが新しくなっています。

次に、神立のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、1件となっております。

第36号辻井邸です。茅葺が金属板で被覆された大和棟の主屋は、東側を入母屋造り、西側を切妻造りとし、南西に瓦葺き入母屋造りの棟が付属しています。表門は薬医門（やくいもん）形式を取っており、屋根の棟の位置が手前に寄っているため、正面の軒が深く風格のある門構えとなっております。

次に大窪・山畑のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、2件となっております。

第19号植野邸です。こちらは昨年登録候補家屋となっていた物件で、向かいの建物は昨年登録した第10号吉崎邸となっております。主屋はつし2階の建物で、屋根を切妻造り、平入、瓦葺きとし、つし2階にはサッシの窓が取り付けられていますが、矩形（くけい）のむしこ窓も残っており、比較的良好に保たれています。

次に、第37号清水邸です。主屋は大和棟で今も草葺が残っています。草葺部分は東側が切妻で西側が寄棟の形状となっており、東側には落棟が続く、周囲を庇で囲っています。元々は本瓦葺であったと思われますが、葺き替えられた落棟や庇の一部は棧瓦葺になっています。

最後に恩智のエリアです。こちらのエリアの登録物件は、2件となっております。

第23号シャルキュトリーロシニョールです。主屋はつし2階風で入母屋造り、平入、棧瓦葺きとなっております。周囲に下屋をまわし、正面に式台形式の玄関が張り出しています。こちらの建物では現在、フランスで料理修行された方が、ソーセージやハムといった食肉加工品やワインを販売する店舗として利用されております。

次に、第38号安井邸です。主屋は大和棟造り、平入で、屋根は中央部の切妻草葺部分と両妻端を金属板で被覆し、煙出しを揚げた東妻側の落棟と周囲の庇を棧瓦葺きとしています。南側外観は土蔵と門屋が水路の石積みとあわせて恩智神社参道の伝統的なまちなみを形成しています。

では、最後に、今後の取組についてご説明いたします。まずは、「プレート授与式・座談会」の開催です。八尾きらり第2弾登録物件となる古民家22件の公表と、登録プレートの授与式を行うことによって、市の景観の魅力発信を行うとともに、所有者が古民家を保全するインセンティブになればと思っております。加えて、古民家を維持していくための事例や悩み等について、古民家所有者を対象とした座談会を実施し、所有者間同士の課題の共有や所有者間のネットワーク構築につなげたいと考えております。

登録物件の所有者に贈呈させていただく登録プレートにつきましては、昨年度に製作いたしま

	したプレートと同じものを設置していきます。左側はプレートのデザイン、右側の写真は実際に設置した写真となっています。贈呈式でお披露目した後に、各古民家に順次設置させていただく予定です。景観資源であることを発信するため、また、散策の目印にさせていただくためにも、所有者さんのご協力を得ながら、玄関先など、公共空間から見える場所への掲出を調整してまいります。 今年度登録された八尾きらり【古民家】については、前回の 18 件と合わせて全部で 40 件となりましたので、今後は古民家所有者を対象とした勉強会等を実施し、利活用の取り組みを進めてまいります。また、来年度には、魅力発信として登録物件を紹介する冊子の製作も考えております。 八尾きらりの新テーマについては、八尾の景観資源である長瀬川、玉串川や大和川などを対象とした水辺景観、旧街道沿いの歴史的な建物が残る街道景観、建物と建物に挟まれた狭い通路の景観として路地景観などを考えております。その他景観資源のテーマとなるようなものがございましたらご提案いただければと思います。 本日の審議会後のスケジュールはご覧のとおりで予定しております。 報告事項 1 について、私からの説明は以上となります。
会長	● 意見交換 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の内容につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。
会長 事務局	◆ 登録物件について 前期の委員は一度見ていただいているのですか？今回が初めてでしょうか。 部会の委員はすべて現地も見ていただいています。書類の方でも見ていただいています。部会委員の方以外は今回が初めてです。
委員⑧	改めて八尾にいろいろ古民家があるんだなと思いました。アリオ八尾でも展示していた時に拝見しましたが実際に家の前に立ってみたいなと思いました。
委員③ 事務局	金属プレートを付けていくと思うのですが、QR コードはそれぞれの説明が出てくるのですか。 市の景観資源のホームページに飛ぶようになっています。現状は写真と制度の解説だけが載っています。
委員⑨	部会に参加させていただきましたが、八尾に住んでいるわけではないのでそんなに知っているわけではないんですけど、八尾市内全域に広がっていていいものがたくさんあるなど驚きがありました。まわらせていただいた古民家は、適正に管理されているものが大半で、空き家とかではなく今も住まわれている古民家が大半でした。こうしたものを次に引き継いでいくための制度としてスタートしているので、選んで終わりじゃなく次に繋がっていけばいいなと感じました。いいものがすごたくさんあるが、個々に見ていくと悩ましいものもありまして、建物はきれいだけど塀が新しいものになっていてアンバランスになっているもの、道路側から見ると綺麗だが裏にまわると壁がスレートに代わっているものなど、大きな屋敷が多かったので駐車場の部分だけ新しくなっているものなど今後も増えていくと感じました。特に代替わりとかあると思うので住まわれた方々が見てこういうのをちゃんと残していこうかなと思ってもらうように、市側で考え

委員④	ていってもらえたらと思います。単純に補助金があればいいんじゃないかという話ではなく、難しい課題だと思うので、所有者の勉強会座談会をやっていくということでそういうところから意識が高まっていくみたいなことにつながっていったらと思います。
事務局	個々の指定された古民家の何が景観として重要であるか評価ポイントは個々の建物ごとに示していますか。なぜかという建物改修するとき評価されていることが頭に入っていると配慮しないといけないと、改築するにしてもよく似た雰囲気のマテリアルを使わないといけないかなど評価ポイントをしっかり理解してもらって何か手を入れるときに配慮されるかと思いますが、その辺の状況はどうなっていますか。
事務局	現在 18 件を登録させていただいていますが、建築物の意匠上のポイントまでは書ききれません。委員からの良いアドバイスをいただきましたが、意匠上のポイントや個々の材質や特徴は個人のプライバシーの範囲外かと思うので、今回の登録を機にホームページの中で紹介していこうと思います。
事務局	委員から意見をいただきましたが、八尾市職員でありながらまちの古民家を見て歩きまわることがないので、職員も八尾市内の古民家を知る機会となりました。こういうものが八尾市内でもいっぱい財産としてあるということが景観として発信できるものに繋がったということがありますが、補助金を出すということになれば、どんな登録にするのか、どんなポイントに重点を置くのかなど堅苦しい制度になってしまいます。ソフトな制度を目指したのでなかなか皆様のご意見を反映した制度とはなっていませんが、ただ、今回 246 件の応募に繋がったので、逆に八尾の魅力につながるものでいろいろな市民や学生が気になるものを気軽に提案してくれたということがこの制度の生い立ちであります。せっかく登録したものであるため委員の方のご意見を吸収しながらやっていきたいと思っています。どう発信していくかも行政側の課題ですので、登録をうまく使って進めていきたいと考えております。
会長	委員④がおっしゃった話の延長上で言うと、一件一件どういうところがおかしなかったかということも重要ですけど、特に古民家っていうのはもともとこの地域の景観が建物デザインのベースを作っていた要素がたくさんあると思うんですね。 そういうものをきちんと整理をして、こういうものが八尾の景観のベースをつくって要素なんですってという整理をさせていただいて何かこうガイドラインにつなげていくとかそういう工夫もあっていいのかなと思うんです。
副会長	1 つ典型的な話でいうと、東側の集落部分っていうのはご承知の通り大和棟が多いわけですね。それが残ってるところがかなりある。 西側に来るとまた状況が違うということで、それぞれの集落とか地域の特徴みたいなものがかかり反映できていると思いますので、何かそこをうまく整理をしていただくと、新しいものを作るときも、そういうもとの要素をうまく生かしながら、デザインができるようになっていくんじゃないかなと期待しますので、そこをまず整理をしていただければと思います。 私も 2 回審査に参加させていただいたんですが、委員④の話に関連して、審査のときに評価項目がありましたよね。あれが結構やっぱり重要で、その内容について開示するかどうかちょっと別にして、各委員がどういうところを評価してやったのかという分析とかそれをきっちり見ていくっていうことは大事なと質問の過程で思いました。 そういう中でどういうものを残していくべきかっていうのも見えてくると思いますので、その

	評価項目について点数付けして終わるんじゃなくて、市の中でそれをどういうふうに、どういうふうな内容、どういう視点で評価委員が評価したのか、そういう分析も必要ではないかと思いました。 会長から話がありましたように、その古民家の成り立ちみたいなものを考えたときに、歴史と地形的なものとの関係っていうのが八尾市の場合すごくあると思うんです。 景観形成基本計画作るときも、古代からずっとレイヤーにして持ってきた部分があると思います。ちょっと僕歴史好きなので、そういう古代河内湖の関係の中で集落がこう成り立っていった。東側なんか特に多分湿地帯を避けるようなところで斜面地に集落ができたり、そういう歴史と地形みたいなところからこう理解していく、そういうことがもっと進んでいけば、自分たちの古民家の大切さとか位置づけみたいなものがクリアになっていくなと思います。
委員⑥	今出ている話とも繋がる場所なんですけれども、今この八尾きらりのホームページというか掲載されているのを見ると、各お家は載ってるんですけど、どこが特徴的だみたいなことが書かれてはいなくて、建築をやってる人だとそこを見に行くとなんかすごいなと思えるかもしれないんですが、一般の人が見ると何かどこを見るべきなんだろうとか、八尾らしさなんだろうとかっていうのが少しわかるお家の写真か少し何かコメントがあるだけでも、行ったときになるほどって思ったりっていうことができると思うので、一般の方にとっても見たらいいポイントみたいなのが簡単でもいいと思いますので入るといいなと思いました。
会長	あと、今後所有者の方同士の座談会とか勉強会されるっていうのはすごくいいなと思いまして、座談会される中で、できるだけこういう住みながら引き継いでいければいいなと思いますので、住んでいる方同士でちょっと悩みごとだったりとか、もちろんこれ景観なので外観のことだと思うんですが、住んでいく中で何か知りたいことみたいなことも、少し勉強会としては幅広く取り上げられるようなことがあってその住み続けていくっていうことをうまく支えられるといいなと思いますので、勉強会のテーマとしてぜひ幅広いところで考えていただけたらと、以上です。
	9割方が古民家という形になっていますけど、戦前の鉄筋コンクリート造の建物が出てきたときは、多分専門家はその特徴がわかるんですけど、一般の方がそれが何が素晴らしいのかっていうのをやはり伝えていく必要はより高まってくるのかなと私は思いました。
	典型的な話をいつもするのは、建て替えられましたけども、大阪駅前の大阪中央郵便局がありますね、前の建物。あれ、専門家的に見るととっても美しい建物で、窓割であったりプロポーションであったりすごくいい建物ですよ。けれど一般の方とお話をすると、何がすごいのかっていう話になっちゃうので、そういうものをきちんとお伝えできるようなそんなことも重要なと思います。
委員⑩	今画面に出ていますプレートのお話なんですけども、あれは、実物はどれぐらいの大きさのものですか。
事務局	A5 サイズです。
委員⑪	素材は。
事務局	金属です。
委員⑫	それは建物の外観が見えるようなところに付けられるんですか。
事務局	はい。

委員⑩	屋外広告物美術協同組合にありますので、どうしても色に敏感になるんですけども、ちょっと青色というのが建物との調和というところで何かもったいないなと個人的に思っております。
事務局	少しちょっと写真の関係でもう少し実物は金属系の色なので青色はそこまでではないです。ステンレスの1mm厚の板なので、色はシルバーになります。すいません青空が写りこんでいます。 ステンレスのヘアラインというところの仕上げぐらいで、つや消しではないのですが、それでも少し落ち着いた仕上げになっています。 プレートの方はですね、八尾市で作って八尾市で貼りに行ってます。ある一定通行される方や家を見にこられた方が、わかりやすい場所に貼らしてもらってますので、いろいろ見に行ってもらえるかなと思っております。
委員⑩	そこでQRコードをかざすと、建物の特徴やコメントが見れるということですか。
事務局	そうです。
委員③	あのプレートはどうやって留めているんですか。結構付ける人によるかなとは思いますが、素材を痛めることになるのでどうやってつけているのかなと個人的に気になりました。
事務局	今はビスで留めています。どっちな悩んだんですけど、周囲四周をコーキングで貼り付けることもできますけど、コーキングしてしまうと外すときに木を痛めるので、最小限にしてご了承いただいています。
会長	これは設置方法とか設置位置はご相談に乗ってるんですか。
事務局	そうですね。所有者さんと一応相談させていただいて、少し見切りの方に寄せた方がいいんじゃないかということも話しながらさせていただいています。
会長	さっき広告物の話がありましたけど、具体的に言うと南本町の物件のところに市議員さんのポスターがありますよね。あれいいつもここだけじゃなくて気になるんですけど、あれは屋外広告物の適用除外になりますよね。あれ、ちょっと市議会の方にも言っていただいて、ちょっと控えていただくような、そんな促しの一つになったらいいかなと。特にこういうきりに選ばれている建物の板塀のところに貼ってあります。ちょっとその辺り市議会に少し言っていただけると嬉しいなと思います。
委員⑩	今回このマップを見せていただいてこんなにたくさん市全域に広がって古民家があるんだなと初めて教えていただいて、それをまずすべて他の先生方が回られたというのもすごく大変な労力だったんだなと思います。それで今回登録に至った建物をずっとご紹介いただいたんですけども、例えば最終選考に残ったけれども、結局このところがちょっと足りなかったみたいな次選みたいなものとかもまたお時間がある時とかに2つ3つ、こういうところを登録したかったんだけど、こういうところがちょっと足りなくて、今回は登録に至らなかったというような物件があればまたお聞かせさせていただければと思います。
事務局	それぞれ、三つの特徴の評価をしていただいています、大きく分けて単体の外観、周辺との関係、特色みたいなかたち、そこから細分化させていただいた評価ポイントで見させていただいています。今回目立ったということはないが、代表的な例としてもものは良いがなかなか管理の方が難しいというところがありました。 候補に上げる段階で、メンテナンスのところでこれを登録した物件の部分でもそうですが、今後座談会や発展して勉強会みたいな形で所有者の皆さんと情報交換できる場を設けられればいいなと思っておりますが、その中でそういう風な情報も検討していければと思います。

会長	私も八尾にお付き合いしてもう 30 年以上経ちますが、委員⑦をはじめ、すまいまちづくり研究会もなんとか古民家を残したいなというふうに頑張っていると思います。最近でもこのお宅がなくなっているというのができてしまっていて、市役所の周辺の方の本町でも、もう何件もマンションに建て替わってしまったりしているので、今頑張って残していただくというのが、ある意味ぎりぎりのラインかなという気はします。 ただお宅の名字を見させていただくとやはり名家ですよこの辺りの。ですから、昔の方々は稼ごどころがあるので、立派なお宅を造られていたんですけど、これ代替わりするとかかなり持ちこたえるのが大変かなあと思ってるので、そこをなにかどういう形でフォローさせていただけるのかっていうのを、事務局も含めて我々も一緒に考えていく必要があるんじゃないかなと思います。
委員④	今の会長の話に関連するんですけど、この指定されてるところの所有者は何歳ぐらいの人が出てきはるんですか。年齢でいうとかなり高齢の方ばかりの座談会になるのか、それとも次の代に引き継ぐのが見えてる人なのか、それと全然もう見えてないから自分の代が頑張るという感じの人なのか。
事務局	総じて年齢が高い方が多いです。順当に引継ぎができていいる家に関しては、息子さんが出てきていただいています。今回のところは比較的年齢層は高めだと思います。少しやっぱ息子と相談せなあかんあとか、そのままちょっと様子を見ると言われるところも多いです。会長も言っていた通り、今がちょうどその過渡期にあるのかなと思います。それで今後お家の方が空くような、息子さん娘さんが大阪にいらっしやらないようなお家が出てくるので、そのあたりをどういう風に活用していけるのか、私も景観の立場でフォローさせていただこうと思っておりますので、その建物の成り立ちみないなものが残っていくような活用方法を模索していければと思います。
会長	委員④のお話をしてて、今度座談会やるじゃないですか。今のいわゆるご当主さんだけではなくて、息子さん娘さんも一緒に来ていただいて、次の世代の方々がどのように受け継がれるかどうかっていうところの情報交換を、やってもいいかなというご趣旨かと思います。一家で来てくださいとかねそんなことがあってもいいのかなというふうに思いますけど。
事務局	またちょっと事務局の方で、その際の一つ検討材料としてできるかできないか、相手側と調整させていただき検討させていただきます。
会長	実はお若い方の意識が高いパターンもありますからね。 具体的に言うと箕面市にある登録文化財になってます高橋家住宅っていう戦前の和洋折衷住宅があったんですけど、主屋の和の方は、息子さん娘さんが財産分与され建て替えてしまったんですけど、洋館の方はお孫さんが受け継がれたんですね。当時 30 代の前半だったんですけど、これはどうも残さなあかんちゃうかと、思われて市役所に相談されてその洋館だけが今残ってる形なんです。60 代の方々はもうこんなもういらんでって言って潰してしまいましたが、そういうことで言うとひょっとすると、お孫さん世代の方が、何か面白い活用したいなとか、これ残さないといけなかなと思ってくださる可能性もありますので、ちょっと広めに呼びかけていただいたら嬉しいなと思います。
委員④	そういう意味では座談会で、古民家を維持していくための事例紹介とかやると面白いなと思います。ほんまにやりはった人がきてこんなやってなど、お年寄りの方や若い世代に引き継いだ

委員③	人が来て、リアルな事例をお話しいただいたらこんなやり方があるのかなど効果があるのではないかと思います。 いまのお話の続きでいくと、会長がおっしゃった高橋家住宅に行ったことがあるんですけどこの運営しているリーダーになっているおばあちゃんだと思いますが、すごいエネルギーな方で、一番の悩みは建物を残すのに長男と次男がいますが、次男には渡さずここにだけに渡すよと生まれたときからずっと言い含めてきて、相続でバラバラになるのがわかっているから分けてたんやということを熱心におっしゃってたんですよ。それってすごく大事で、相続で分けた途端いきなり潰されてしまうということが結構あるので、もしかしたら座談会のときに他所で成功されてる方とかを呼ぶのもいいかなと思いました。
会長	それともう一つ意見として、このマップ中で何とかエリアって書いているエリアの説明がどこか現地で拾えたらいいなと思います。プレートで QR コードはなにに飛ぶんですかって申し上げたときにちょっとちらちら見てたんですけど、建物のリストと景観資源の説明は出てくるんですけど、わざわざエリアを囲っておられるってことはこのエリアは何か特徴があるのかなって私は思ったので、このエリアはこんな特徴があるですよっていうのが一緒に見れるようになっていると、なんとかエリアって言われてどういう建物が特徴かわかると、もしかしたら隣近所に同じようなものがあると、数珠繋ぎ的に次々うちもやろうかと思ってくれるかもしれないので、エリアの特徴が八尾としてあるなら QR コードから見れるとありがたいなと思います。 先ほど副会長の方からも地形とか歴史っていうかそういうのも話がありましたが、学生に授業で言うのは、大阪は明治の 40 年代の地図が一番古いんですよね。そこで集落があったところに古民家が残っているわけですので、明治 40 年代の地図のところ黒くなっている部分ですね、そことまさしく今の分布図は重なってくるはずなので、そこら辺のご説明と重ね合わせると先ほどおっしゃった話が、よりわかりやすくなるのかなあとと思いますし、何とかエリアと言っているのが集落の名前でないところもあるので、それは悩ましいなって私は思っているところなんですけどね。そこは今の呼び方でいいのかどうかとかね。
委員⑦	視察に行かせていただいて丸二日、いろんなところをまわらせていただきました。良かったのが、説明という観点では、相当調べていただいてその分のレクチャーを聞きながらまわることができました。これがホームページに活かされるとより集落の名称の問題があるとはいえ、特徴とかすでに把握されているんじゃないかと感じました。 あとまわっていて難しかったのが、古い時代に修繕されているものが、景観として溶け込んでいて改修していくという段階でうまく改修されている事例もあれば、やっぱりこういう風になってしまったかということもありましたので、なにが見え方として大切なかっていう建物というよりも景観という話もありますので、そのあたりの探求も必要なかなと思います。 まわっていると、ほんとに悲惨な民家を見ることもあって、ぐるっとまわってみると崩れてしまっているというような場所もあって、こうした保存とか残すという観点で意図をもっていたかどうかためには、ほんとに大切な時期にきているんだなということも感じました。 そこでやっぱりそこに意識を持っていただくというのがなによりで、いきなり全部改修するかそこまでいくかどうかもあるんですけど、意識を持っていただいているうちはこうなんだとそういう意識が大事なんじゃないかと合わせて感じました。 景観だけではなく、地域の景観を形成していく上で大切な要素としてどういう風に継承してい

委員⑧	くのかっていうのを深めていく必要があるのかなと改めて感じました。 恩智の方にソーセージみたいなハムを販売しているところがあるんですけど、景観の方で選ばれているということを全く知らなくて、たまたま娘からですけど恩智の方でこんなお店ができていたんですけど、ここは店を継いでやっておられているかわからないんですけど、若い方は新しい情報を吸収して興味があったら行ってみようということがあるので、古民家の活用で残すだけでなく活用していくことが大事だと思います。
事務局	古民家の活用のところで前回であれば茶吉庵、今回であれば久宝寺寺内町の大水路長屋のケーキ屋さんであったり食堂などの活用をされています。その一番の成功例としては、本町の桃林堂の和菓子屋さんが非常に成功されているかなと思います。
委員②	委員⑦の意識を持ってもらうということで、今回専門部会の委員の皆様は 44 件歩いていただいています。今回報告させていただいたのが 22 件で、倍の数歩いていただいています。その前の年にもさらに 18 件登録させていただいていますが、その年の候補も 30 件ありますので 70 数件歩いていただいています。今回 18 件の登録をさせていただいたときに、市政だより 8 月号に少し巻頭カラーで景観資源の特集を組んでいただいております。実際には、70 数件まわられたのはこのことなんだなと思い出していただきながら、さらに 18 件登録いただいたところはこれに選ばれたんだなと、八尾市職員のなかでも、ご相談に来た時に市政だよりに載っていたものだということや、市に住んでいる方は全世帯に配布させていただいていますので、非常に大きな宣伝効果があるということと、こういうことの積み重ねでシビックプライドを高まっていけたらいいなと、今後も少しずつやっていきたいなと思っております。 ここでは外観だけがやっぱり問題になっていますけど、やっぱり維持していくとなると中に住んでおられたらと思うと、中も必要。そのため、立派な家の方がお金もかかりますし維持が大変やと思います。どうしてもそうやって維持ができなくなった場合に売却になったら不動産屋としてはですね、そのまま土地で売ってしまうとか、不動産屋自体がわかっていないこともあるんですけど、もう解体して建て直した方がということにすぐ繋がってしまう。指定されたら、売買の時にはそういうことも受け継いでいけるようなことになっていけばいいなと感じました。
会長	こういう景観的な価値のあるものは、中は自由にさせていただいていいですよということになっているんですけど、そこをうまく改修事例で外見をうまくしていただいたら、中はかなり近代的な設備にできますよっていうそういうような事例を発信していくことも重要だと思います。 富田林の寺内町も個人的に何十年も付き合ってきたんですけど、最初のころはかなり伝統的建造物の保存地区に指定するってのは、地域の方々から抵抗があったんですけど、その時に当時係長だった職員さんがすごいきめ細かなことをやっていただいて、その中でちょっと今日のお話に繋がるんですけど、古民家に一人暮らしのおばあちゃんがいて、このおばあちゃんにおばあちゃんこういう古民家ってバリアフリーもできてなくて住みにくいやろって言って、まずはバリアフリーの補助金あるってということで、それで中身を変えてもらったんです。そのついでに、中が綺麗になったら、表ももう一回昔に戻してもらったらいいのにねという話もされたら、もう中をこっただけ綺麗にしてもらってるんやから、外はもう職員さんの好きなようにしてって言われて、修景に持っていったっていうことがあるんです。だから、最初から守れ守れと言うと抵抗があるんですけど、中を住みやすくしてくださって、続いてそのついでに外もちょっと修景してもらって

事務局	ていうね、そんな戦略もありますので、また事務局の方は使っていただければと思います。 さっき委員②からお話ありましたように、やっぱり私ら景観を進めていくなれば、景観計画に書いてある景観重要建造物っていうところを目指して、外側の規制をね、しっかりかけて今のその住宅を守ってもらいたいっていうのが私の最終到達点だと思ってるんですが、なかなか家屋をどんだけあるのかっていう把握も、これからっていうところなんで、こういうやわらかい景観っていうところで、こういう取り組みをさせてしていただきました。実際にはそういったガチガチの景観の登録したら補助金とかですね、出せると思いますが、なかなか財政の方が厳しい話をしてるというところもあるので、まずはこの魅力発信をしていきたいというところで、今回この登録させていただいています。ただ、何とかこれを機会にですね、その方の意識が高まって、先ほどおっしゃってたように、リフォームっていうパターンもありますんで、そういうところではやっぱり住宅政策課っていうところもあってですね、そこもいい知恵を出せないかというのも連携させてもらってますし、逆に、こんだけ市内の人、市外の人が興味持っているのであれば潰されへんなと思っていただけるように、観光文化財課ともこの協議をさせていただいてますんで、ちょっと違う視点でいろいろな部局と連携して、何とかこのやわらかいと言いながら、何とかこの景観を守っていききたい取り組みを、まだちょっと庁内でしっかり議論させていただこうかと思ってますんで、そういったところも、取り組みをしていくよというところでご理解いただけたらなと思っております。
会長	景観法に基づく景観重要建造物か、文化財保存法に基づく登録文化財とか、そんな大きなメリットではないですけどそっち乗っかっていくと、いろいろなお金も出たり、メリットも出てくるかなと思いますので、最終的には先ほど事務局がおっしゃっていたことのその第一歩だと思いますし、それから、ちょっとまた登録文化財の制度が誤解があって、私文化庁と登録文化財の制度を作るときに話し合っ、重要文化財は非常に制約があるんでね、嫌がるが多かったのもっと気軽に登録できるようっていうことで登録文化財を作ったはずなんですけどなかなかそこがうまく伝わっていないですね。もう登録されちゃうと、もうずっと守っていかないといけないっていうような思いがあるんですけど、実は外したいときには外せるよという制度になっているはずなんです。私が関わったところで言うと、箕面の桜ヶ丘の住宅地に大正時代の何件か登録文化財になったんですけど、一件代替わりするときに、息子さんからもう外してくれとおっしゃったので、外させていただきました。今建て替わってますけれど、そういうように使えるよっていうことをね、PRしていただくと今のきらりの登録と、登録文化財は本当はそんなに厳しさは変わらないはずなんですけどね。思い込みがあって重要文化財に準ずるっていうような感じになっちゃってるので、もっと気軽なものなんですよっていう風に申し上げてもいいのではと思います。市役所の方も悩まれました。外して潰すっていう話がありましたので、なんとかありませんかっていう、一度は説得に行かれたんですけど、いやいやもう意志が固いですとおっしゃったので、じゃあもう外しましょうかって感じでしたので、それはそれでいいんじゃないかなと思います。
事務局	先ほど事務局の方からありました観光文化財課の連携も取り持って会長の意見もいただきながら景観資源登録と登録文化財の差はあるんですけど、いずれにしても古い建物であつたりとか保全活用できるような制度であることに変わりないので、連携を取っていききたいなと思います。 事務局としては一番助成金が出るのが久宝寺寺内町の中でということになっています。今回の

会長	ところでありました、大阪府の方からも委員が来ていただいています、大阪府のビュースポットおおさかっていうところで久宝寺寺内町のところが市街地の中で一件選ばれています。八尾市ではトータルで4件登録していただいています。今後、大阪府の方でも少しそれを活かしたような取り組みをされていくということもございますので、市と府と連携を取り持って少し景観の魅力発信に繋げていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 もう1点私の方から今日見せていただいたものは、非常に立派なお屋敷が多かったので、ひょっとするとその門塀をきちんと保っていただくと、後ろの方は少し改造しても、景観的にはそんなに目立たないわけですね。だから八尾は城下町ではないので武家屋敷ではないんですけど、武家屋敷以外はそのあたりもう建物は完全にいきなりビル群に変わってるんですけど、門塀が続くことによって、その武家屋敷の面影を残しておられるところもあるので、ひょっとするとそういうね門塀だけの残し方があってもいいのかな。例えば吹田で山田っていう集落の中でお屋敷がマンションに建て替わったんですけど、その時に、市役所の方からもお願いをして、長屋門だけを残してくださいっていうことで、後ろはマンションになりましたけど、門塀は残していただくというそういうお願いをしたこともございます。逆に、富田林の寺内町の中に保育園の斜め前に建ったんですけど、あまり具体的に言うと怒られるかもしれませんが、昭和30年代の普通の戸建住宅があるんですけどね、そこちょっとあのまちなみに合わないよということで所有者さんにお願いをして、板塀を一枚建てていただきました。そうして中が見えないように板塀が見えるようにさせていただきました。そうするとやっぱりまちなみとしては、並んで見えるということがありましたのでそういう意味では、門とか塀のいわゆるその道路際のところをしっかりといただく、あと中の方はかなり自由にさせていただくということもできるのかなというふうに思いますので、先ほど委員④のお話にもありましたように何が残さなきゃいけない、何が価値があるのかというのをですねうまく整理していただけたらいいかなと思います。逆に大きなお屋敷ですから、敷地が分割されちゃいますと実はそういうのがやりにくくなるんですね。だからその敷地割ってというのが実は非常に歴史の価値のあるものだなと私は思っていて、そういう意味ではちょっとその敷地を保っていつて、建て替えられた方が景観的にはいろんな工夫ができますし、敷地割も一つの歴史的な資源なんですよっていう意識をしっかりと持っていれば嬉しいなと思いました。今回は水路の話が出ましたけども委員⑧はずっと水路を追いかけてくださってますので、景観だけでなく水路網というのがね、実はすごく歴史的な価値のある資源ではないかなと思ってますので、また景観の話だけではなく、そういう水路網をどのように守っていけるのかということも含めて、考えていただくと、委員⑧もおられる意味があるのでよろしくお願いいたします。事務局はご存じですか。水路網は徹底的に調べて作ってくださっています。
委員⑧	すごい感激したのが、長瀬川とかって大和川の水質がすごく悪かった時にもう埋めた方がいいんじゃないかといわれてた時があったんですけど、だんだん水質が良くなって沿道も整備されて、広告に長瀬川の景観をうたった広告が出てきたんですけど、こんなにも変わって川の価値が認められてそれが広告のうたい文句になるんだなとすごく驚いたんですけど、是非とも景観の大きな要素としては見ていただきたいと思います。
委員⑦	実際視察で歩いて行くときに水路と民家の関係性とか恩智の方もありましたし久宝寺の方もありましたし、関係性というか親和性ですとか、くっついて一つになって表れているものがたくさん見受けられました。水路は大切だなと感じました。

委員⑧	水質がここまでよくなっていますので是非景観の新要素としておさめていただければと思います。
会長	ちなみに金沢は、水路条例を作っていますよね。それは、埋め戻した暗渠を開渠にして水路が見えるようにしようというのが条例の中に書かれているんです。昭和 30 年代 40 年代の自動車交通が激しくなると、水路に蓋をする。自動車が通りやすくなっているわけですけども、やっぱり城下町の風情っていうのはやっぱり水路が見えてこそ城下町だよねってことでちょっと車にはご遠慮いただきながら、もう一度開渠を、水路を見るものに戻していくのを頑張っています。そんなことも八尾でもできたらいいなと思います。
事務局	先ほど委員⑧からもありましたように、私八尾市は他の市に比べたら川が残っている市だと思います。いろいろな市を見たら、川を埋めていくという方針で取り組まれてる市もある中で、八尾市は川の雨水の排水路を担うもんやということで残している市ではあります。ただ川が綺麗になったのは、僕から見たら下水が復旧してですね、下水を流してた川が公共下水道に切り替わったという理由の 1 つなんですけど、やっぱり最近はどうもなかなかコンクリートの水路ぐらいいしか整備しないんですけど、二、三十年前は、八尾市はものすごい川の整備にお金をかけて、長瀬川玉串川の改修をしてました。逆にそれは他の市さんからもすごいお金かけてますよねと言われるぐらい整備はすごい熱心にやってた市だと思いますので、何とかその施設をですね私は残していかなあかん、それが 1 つ先ほど言われた魅力に繋がれば非常にありがたいなと思ってますんで、そんな話もまた今後この場でできたら面白いなと思いました。感想ですけど。そういったことを踏まえてやっていけたらなと思います。
会長	実は東大阪の山手に四条っていう地域ありますけど、この四条のリージョンセンターを建て替えるっていうところでね、市の担当者の方が、ここ敷地の中に高低差があったからそれ平らにして建てかえますとおっしゃったので、ちょっと待ってくださいと。この高低差は何かちゃんと調べましたかって言うお話ししてもらったんですね。これ大和川の堤防だから、高低差があるんです。で、この八尾でもそういうところがいくつか残ってますでしょう。だからそういうね、今便利にするために平らにしちゃうんじゃなくて、やはりそういう地形のもとと川が流れていたところがこのあたりがいっぱいあるわけですから、そこをちゃんと守っていくとかですね、そんな観点もやっぱり景観の中では重要になってくると思いますので、またいろいろ参考にさせていただければと思います。
委員⑩	話は戻るんですけど、事務局の集まり・座談会で代替わりの話が少し出ていて、弁護士をやっているとおじいちゃんが亡くなったけど財産が大きい古い屋敷しかなくて、兄弟が 3 人いてみたいな事案がとて多くて、どうしたらいいか古い建物価値がないから潰して売るしかないとか、三つに分けるしかないとか結構そんな話がよく出てきて、横から聞いてもったいないと思うんですけどでももうどうしようもない件とかも割とよく耳にします。ほんとに土地だけを守ってきてこれだけしかないなど。座談会の時とかにもやっぱり代替わりの悩みなどもみなさん出し合っていたらと思いました。
会長	ちょっと私事なんですけど、実は私も他人ごとではなくて、うちの親父の実家が高知にあるんですけど、明治 11 年築の物件で、町屋つし二階建てで中の通りあるような立派な家なんです。親父もこっちにきてますし、今空き家状態なんですけどね。叔父がまだ健在で、私の父親も私も長男なので、20 年程前に叔父からお前この家いるかって言われたんです。いるかと言われても

副会長	もう高知に戻る気もないし町役場に寄付したらどうやねんという話もしたんですけど、まだそこは空き家のまま置いてあるんです。やっぱり代替わりするときに、いろんな問題が起こるなんていうのは実感しましたので、そこは市の方できちんと相談に乗って差し上げるなどしていただければと思います。 水路の話がまた次のステップで出てくるかもしれないと思いますが、もちろん水路の水が綺麗になっていくことはいいことなんですけど、人間生活において水というのは不可欠で、多分その集落との関係というのがすごく密接に関わっていくと、そんな風な捉え方をすれば古民家のある集落との関係とか、やっぱりそういうふうな捉え方をしていくと、街道とか水路とか古民家が全部繋がって見えてくると思うので、なんかそういう視点での情報発信を考えていくといいのかなと思います。
会長	八尾の中でそのあたりが一番見事に整っているのが、植松のあたりかなと私は思いますので、そこがね、何かこうまちぐるみで守れるようになったらいいなと思います。ちなみに、土木の方あんまり歴史に興味ご関心がある方が少ないので、水路の護岸の石積みですよ、ひょっとすると江戸時代の石積みかもしれない可能性もありますんで、そこも慎重に水路そのものが歴史的な景観資源ですよっていうような関係も、調査していただくと嬉しいなと思います。
委員⑦	昨年度の視察のとき植松に何件かありました。登録には至らなかったんですけど水路の際にも大きなお宅が何件も建っていて見せていただきました。たしかに面白いところでした。
会長	あそこは裏の土台部分の石積みがそのまま水路の護岸にもなっている所もかなりありますので、そこはしっかり守ってほしいなという気はします。 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは今日は様々ご意見を賜りましたので、また検討していただいてより良いものにしていただけたらと思います。 それでは、『報告事項2 その他』について事務局よりなにかございますか。 ございません。 ないようですので、それではこれで案件の方全て終了となりますので、令和6年度第1回八尾市景観審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。 それでは、事務局に後をお任せしたいと思います。
事務局	5 閉会 会長、ありがとうございました。では最後に、都市整備部都市政策課長より一言ご挨拶させていただきます。 <課長挨拶> ありがとうございました。 本日はお忙しい中、最後までご協力いただき、誠にありがとうございました。 以 上